

HR 氏名  
 父 母 等 各 位

浜松修学舎中学校・高等学校長

### 学校感染症による出席停止のお知らせ

お子様が下記の感染症(○印)と診断された場合は、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の扱いとなります。なお、登校するにあたっては、下記登校許可証明書を学校に提出してください。

種	感 染 症 名	出席停止期間の基準等
1	病名( )	治癒するまで
2	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(3日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発疹がか皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
3	コレラ	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症( )	

\*但し、疾病により医師が感染のおそれがないと認めた時はこの限りではない。

### 登 校 許 可 証 明 書

学 校 長 様

HR 氏名

1. 病名を記入または、○で囲んでください。

第1種	病名( )
第2種	百日咳    麻疹    流行性耳下腺炎    風しん    水痘    咽頭結膜熱    結核    髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ    細菌性赤痢    腸管出血性大腸菌感染症    腸チフス    パラチフス    流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎    その他の感染症( )

2. 出席停止期間

令和 年 月 日 ~ 月 日 まで

上記の者は、登校しても差し支えないものと認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印